

保 感 第 570 号
令和5年3月30日

関係 各位

沖縄県保健医療部長
(公 印 省 略)

沖縄県感染防止対策認証制度の終了について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき、感謝申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から、新型コロナウイルスを感染症法上の5類感染症に位置づけることが決定されました。位置づけが変更された場合は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止され、同方針に基づき実施している沖縄県感染防止対策認証制度についても終了し、以下の取り扱いとなりますので、周知します。

記

- 1 認証制度は令和5年5月7日まで（令和5年5月8日終了予定）
- 2 令和5年4月1日以降は、認証制度の終了に当たって円滑な移行を図るため、新規認証の終了や広報の縮小予定
- 3 令和5年5月8日以降は、国や関係団体と連携し、県のホームページ等を活用して、事業者の自主的な感染防止対策についての情報を提供予定

沖縄県 保健医療部 感染症総務課
TEL : 098-866-2014

沖縄県感染防止対策認証制度終了に係るQ & A

Q 令和5年5月8日以降は、どのように感染防止対策を行えばよいですか。

A これまでは、認証基準に沿った感染対策を行っていただきましたが、令和5年5月8日以降、認証制度が終了した後は、各事業者において、必要に応じて自主的な感染防止対策をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症がなくなるわけではありませんので、今後も基本的な感染防止対策（換気、こまめな手洗い等）が重要となります。

Q 認証制度終了後の、「認証ステッカー」の取り扱いはどうなりますか。

A 令和5年5月7日までが、認証店の取り扱いとなります。5月8日以降は、各店舗において、認証ステッカーをはがし、廃棄をお願いします。

Q 認証制度終了後の、「のぼり」の取り扱いはどうなりますか。

A 各店舗において、のぼりの廃棄をお願いします。また、当分の間（令和5年度中を目安）はのぼりをご使用いただいて差し支えありませんが、「安全・安心の店づくり」をよろしくをお願いします。なお、他店ででの使用はできませんのでご注意ください。

Q 認証制度終了後に、「CO2センサー」は返却が必要ですか。

A 返却する必要はありません。引き続き、店舗の感染防止対策にご活用ください。

Q 令和5年4月以降、認証店一覧はどこで確認できますか。

A 特設サイトは令和5年3月31日で掲載を終了します。県のホームページでは、4月以降も、引き続き認証店一覧をご確認いただけます。